

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年4月6日(2017.4.6)

【公開番号】特開2016-209624(P2016-209624A)

【公開日】平成28年12月15日(2016.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-068

【出願番号】特願2016-148243(P2016-148243)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

G 0 2 B 23/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/00 3 2 0 C

G 0 2 B 23/24 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月6日(2017.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内視鏡システムであって、

内径を有する器具チャンネルを備える内視鏡と、

カテーテルおよび少なくとも1つのバルーンを備える、膨張／収縮可能なバルーンアッセンブリを具備する固定アッセンブリとを具備し、収縮する場合には、収縮したバルーン軸に沿った第1の方向に配置可能になり、および、膨張することによって、前記収縮したバルーン軸に対して傾いた、膨張したバルーン軸に沿った、第2の非対称形状方向に配置可能になる、内視鏡システム。

【請求項2】

請求項1記載の内視鏡システムにおいて、

前記膨張／収縮可能なバルーンアッセンブリは、前記器具チャンネルの中を通過できるほど十分に小さい断面サイズに収縮できる、内視鏡システム。

【請求項3】

請求項1または請求項2記載の内視鏡システムにおいて、

前記器具チャンネルは、5mmを超えない内径を有する、内視鏡システム。

【請求項4】

請求項1乃至3のいずれか一項記載の内視鏡システムにおいて、

前記膨張／収縮可能なバルーンアッセンブリは、断面寸法が少なくとも60mmに膨張できる、内視鏡システム。

【請求項5】

請求項1乃至4のいずれか一項記載の内視鏡システムにおいて、

前記少なくとも1つのバルーンは、実質的に延伸することなく膨張でき、前記器具チャンネルの内径よりも、少なくとも13倍の直径を有し、患者の身体部分内の部位に固定できるほど、十分に大きい寸法を有する、内視鏡システム。

【請求項6】

内径を有する器具チャンネルを備える内視鏡を具備する、内視鏡システムと共に使用するための固定アッセンブリであって、

膨張／収縮可能なバルーンアッセンブリを備え、前記膨張／収縮可能なバルーンアッセンブリはカテーテルおよび少なくとも1つのバルーンを備え、収縮する場合には、収縮したバルーン軸に沿った第1の方向に配置可能になり、および、膨張することによって、前記収縮したバルーン軸に対して傾いた、膨張したバルーン軸に沿った、第2の非対称形状方向に配置可能になる、固定アッセンブリ。

【請求項7】

請求項6記載の固定アッセンブリにおいて、
前記膨張／収縮可能なバルーンアッセンブリは、前記器具チャンネルの中を通過できるほど十分に小さい断面サイズに収縮できる、固定アッセンブリ。

【請求項8】

請求項6または7記載の固定アッセンブリにおいて、
前記器具チャンネルは、5mmを超えない内径を有する、固定アッセンブリ。

【請求項9】

請求項6乃至8のいずれか一項記載の固定アッセンブリにおいて、
前記膨張／収縮可能なバルーンアッセンブリは、断面寸法が少なくとも60mmに膨張できる、固定アッセンブリ。

【請求項10】

請求項6乃至9のいずれか一項記載の固定アッセンブリにおいて、
前記少なくとも1つのバルーンは、実質的に延伸することなく膨張でき、前記器具チャンネルの内径よりも、少なくとも13倍の直径を有し、患者の身体部分内の部位に固定できるほど、十分に大きい寸法を有する、固定アッセンブリ。